

災害時等における給電車等の貸出に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と旭川トヨタ自動車株式会社、旭川トヨペット株式会社、トヨタカローラ道北株式会社、ネッツトヨタ旭川株式会社、株式会社トヨタレンタリース旭川（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、電力供給が可能な車両等（以下「給電車等」という。）の貸出しに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の協力を得て、甲が指定する避難所等において、給電車等を非常用電源車として活用し、避難所運営の安定を図ることを目的とする。

（避難所等）

第2条 この協定における避難所等は、公共施設、その他甲の指定した場所とする。

（給電車等の貸与要請）

第3条 災害時等において甲が給電車等を必要とするときは、乙に対して書面（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日書面を提出するものとする。

2 前項の要請は、甲が行うものとする。

（給電車等の貸与及び費用負担）

第4条 乙は、前条の要請があった場合、可能な限り給電車等を貸与することに努めるものとする。

2 給電車等の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

3 貸与に係る経費については、無償とする。ただし、貸与中に使用した燃料等の費用については、原則として甲が負担する。

（管理）

第5条 甲が、乙より貸与された給電車等の取扱いは、甲乙の協議により取決め、甲が管理する。

（故障等の対応）

第6条 甲が給電車等を貸与されている間に、貸与された給電車等に故障があった場合、甲に明らかに過失がある場合を除いて、甲は責任を負わないものとする。

2 第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、保証責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙が協議の上、その賠償に当たるものとする

（車両保険の取扱い）

第7条 乙は給電車等の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

（返却）

第8条 給電車等の返却時期については、避難所等の閉鎖等を勘案し、甲乙が協議して決めることとする。

（技術的支援）

第9条 甲は乙に対して給電車等の操作等にかかる助言及び支援を求めることができる。

(災害補償)

第10条 給電車等の貸与に従事したものの災害補償については、乙の責任において労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用等、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、相互に報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(訓練)

第12条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、甲の要請に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日1月前までに、甲乙のいずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは更に1年間延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年7月30日

甲 富良野市
富良野市長 北 猛俊

乙 旭川市4条通2丁目
旭川トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 西川 弘二

旭川市神居8条1丁目1番27号
旭川トヨペット株式会社
代表取締役社長 遠藤 穰

旭川市大雪通7丁目506番地
トヨタカローラ道北株式会社
代表取締役社長 千葉 孝三

旭川市忠和8条6丁目1番5号
ネットヨタ旭川株式会社
代表取締役社長 竹川 秀幸

旭川市東鷹栖4線10号
株式会社トヨタレンタリース旭川
代表取締役社長 浅田 勝広